

各都道府県 障害福祉関係主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

基準解釈通知の差し替えについて

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。先般お送りした標記の通知について、下記のとおり一部修正点がありますので、お知らせいたします。

また、修正後の新旧対照表及び改正後全文についてもお送りいたしますので、差し替えをお願いいたします。

各都道府県におかれましては、管内市町村等に対しまして、周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成21年3月31日付障発第0331032号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の修正点

新旧対照表のP5の第三 居宅介護、重度訪問介護及び行動援護を以下の表のとおり修正。それに伴い改正後全文についても修正。

改正後	現行
第三 居宅介護、重度訪問介護及び行動援護 1 人員に関する基準 (1)～(5) (略) (6) 指定行動援護事業所の取扱い ① サービスを提供する者の実務経験 (略) ② サービス提供責任者の資格要件 ア 従業者（ホームヘルパー） (略) イ 知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に5年以上従事した経験を有するもの（ただし、平成24年3月31日までの間に限り、行動援護従業者養成研修課程を修了した者にあつては、これらの事業に3年以上従事した経験を有することで足りるものとする。）	第三 居宅介護、重度訪問介護及び行動援護 1 人員に関する基準 (1)～(5) (略) (6) 指定行動援護事業所の取扱い ① サービスを提供する者の実務経験 (略) ② サービス提供責任者の資格要件 ア 従業者（ホームヘルパー） (略) イ 知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に5年以上従事した経験を有するもの（ただし、平成21年3月31日までの間に限り、行動援護従業者養成研修課程を修了した者にあつては、これらの事業に3年以上従事した経験を有することで足りるものとする。）